

「なぜ、元ハンセン病患者の家族が裁判を提起しているのか」

1996年に廃止されたい予防法は、2001年の熊本地裁判決によると国の隔離施策には違法性があり、遅くとも1960年には廃止されるべきものであった。また、国会議員の立法上の不作為があったとしている。こうした歴史を振り返り、私たち国民が無関心であることも含めて、ハンセン病患者等の人権について考えます。

- ・日時：平成28年12月5日（月） 10:00~12:00
- ・場所：園田公民館 学習室3・4
- ・講師：ハンセン病家族訴訟原告団
副団長（尼崎市職員） 黄光男 さん
- ・募集人員：先着 30人
- ・申し込み：平成28年11月4日（金）から
お電話又は来館で

尼崎市立園田公民館
電話：06-6491-5496
〒661-0982 尼崎市食満2丁目1番1号



黄光男(ファン グァンナム)

1955年大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。
1歳の時に母親と姉がハンセン病を発病、岡山の療養所に隔離され、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。
1964年家族5人が社会復帰し、尼崎で暮らす。尼崎工業高校卒業後、尼崎市職員に採用。ハンセン病の親のことを長らく語らなかった。
2016年2月、「ハンセン病家族の集団訴訟」の原告副団長となる。